

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 規 則                                 |   |
| ○総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) | 1 |
| 訓 令                                 |   |
| ○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)     | 1 |

## 規 則

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第47号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則

総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。  
環境生活部の項中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改める。

経済部の項中8の事項を9の事項とし、4の事項から7の事項までを1事項ずつ繰り下げ、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく次に掲げること。

(1) 同法第46条第1項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者に対する報告の徴収に関すること。

(2) 同法第47条第1項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者の事業場への立入り及び検査に関すること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

(3) 同法第47条の2第1項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者に対するガス用品の提出の命令に関すること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

水産林務部の項3の事項(1)中「第10条の5第7項」を「第10条の5第9項」に改め、同事項(6)中「第10条の11の7」を「第10条の11の8第1項又は第2項」に、「分収育林契約」を「分収育林契約等」に改め、同事項(7)中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同事項中(12)を(15)とし、(11)を(14)とし、同事項(10)中「同法」を「森林法」に改め、同事項中(10)を(13)とし、同事項(9)中「同法」を「森林法」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同

事項中(9)を(11)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 旧森林法第19条第4項の規定による関係市町村長への認定又は認定の取消しの通知に関すること（森林施業計画の対象とする森林の全部が一の総合振興局等の区域内にある場合に限る。）。ただし、森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第1項の規定により旧森林法の認定を受けるものに係る場合を除く。

水産林務部の項3の事項(8)中「同法」を「森林法」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同事項中(8)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 旧森林法第19条第3項の規定による関係市町村長からの意見の聴取に関すること（森林施業計画の対象とする森林の全部が一の総合振興局等の区域内にある場合に限る。）。ただし、森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第1項の規定により旧森林法の認定を受けるものに係る場合を除く。

水産林務部の項3の事項(7)の次に次のように加える。

(8) 森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の森林法（以下この事項において「旧森林法」という。）第19条第1項に規定する次に掲げること（森林施業計画の対象とする森林の全部が一の総合振興局等の区域内にある場合に限る。）。ただし、森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第1項の規定により旧森林法の認定を受けるものに係る場合を除く。

ア 旧森林法第12条又は第13条の規定による森林施業計画の変更の認定又は変更に関する通知に関すること。

イ 旧森林法第15条から第17条までの規定による森林施業計画に係る森林の伐採等の届出、認定の取消し又は包括承継に係る届出に関すること。

### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 訓 令

### 北海道訓令第3号

本 庁  
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「の主幹」の次に「及び専門幹」を加える。

第4条の2第1項中「観光振興監」の次に「、食産業振興監」を加える。

別表第4の総合振興局等の本庁総務部の分掌事項第6項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同表の総合振興局等の本庁総合政策部の分掌事項第5項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第5条の3第6項の規定に基づき、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更することに係る届出を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第9項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同事項第11項第17号及び第18号中「(札幌市の区域に係るものを除く。)」を削り、同項第19号中「第29条第7項」を「第29条第9項」に改め、「(札幌市の区域に係るものを除く。)」を削り、同項第20号中「第29条第9項及び第10項」を「第29条第11項及び第12項」に改め、「(札幌市の区域に係るものを除く。)」を削り、同事項第12項中第18号を第80号とし、第15号から第17号までを62号ずつ繰り下げ、同項第14号中「受託事務」を「市町村事務」に改め、同号を同項第76号とし、同項中第13号を第75号とし、第12号を第74号とし、第11号を第15号とし、同号の次に次の58号を加える。

(16) 第70条第6項(第70条の2第4項(第115条の11において準用する場合を含む。))及び第70条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、関係市町村長に通知し、意見を求めること。

(17) 第70条の2第1項(第115条の11において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定を更新すること。

(18) 第70条の3第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定事項を変更すること。

(19) 第71条第1項ただし書(第115条の11において準用する場合を含む。)の規定に基づき、病院等の開設者から、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出を受けること。

(20) 第72条第1項ただし書(第115条の11において準用する場合を含む。)の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者から、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出を受けること。

(21) 第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定内容の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。

(22) 第76条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、若しくは出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備、帳簿書類等を検査させること。

(23) 第76条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に対し、同項各号に定

める措置をとるべきことを勧告すること。

(24) 第76条の2第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(25) 第76条の2第3項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(26) 第76条の2第5項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者が同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること。

(27) 第77条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

(28) 第77条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者が同条第1項各号のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること。

(29) 第79条の2第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を更新すること。

(30) 第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定内容の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。

(31) 第83条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、若しくは出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、帳簿書類等を検査させること。

(32) 第83条の2第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に対し、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。

(33) 第83条の2第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(34) 第83条の2第3項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(35) 第83条の2第5項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者が同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること。

(36) 第84条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

(37) 第86条第3項(第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、関係市町村長に通知し、意見を求めること。

(38) 第86条の2第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定を更新すること。

(39) 第89条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者の住所等の変更に係る届出を受理すること。

(40) 第90条第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、若しくは出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは施設等に立ち入り、設備、帳簿書類等を検査させること。

- (41) 第91条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定辞退の届出を受理すること。
- (42) 第91条の2第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。
- (43) 第91条の2第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (44) 第91条の2第3項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (45) 第91条の2第5項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設が同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- (46) 第92条第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (47) 第92条第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設が同条第1項各号のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- (48) 第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可すること。
- (49) 第94条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設の入所定員等の変更を許可すること。
- (50) 第94条第6項（第94条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (51) 第94条の2第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の許可を更新すること。
- (52) 第95条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の管理者を承認すること。
- (53) 第95条第2項の規定に基づき、医師以外の者が介護老人保健施設を管理することを承認すること。
- (54) 第98条第1項第4号の規定に基づき、介護老人保健施設の広告事項を許可すること。
- (55) 第99条の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者の住所等の変更又は介護老人保健施設の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
- (56) 第100条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者等に対し、報告若しくは診療録等の提出等を命じ、若しくは出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは施設等に立ち入り、設備、診療録等を検査させること。
- (57) 第100条第3項の規定に基づき、処分が行われる必要がある旨の通知を受理すること。
- (58) 第101条の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、施設の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずること。
- (59) 第102条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、管理者の変更を命ずること。
- (60) 第103条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、同項各号に定

- める措置をとるべきことを勧告すること。
- (61) 第103条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (62) 第103条第3項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又はその業務の停止を命ずること。
- (63) 第103条第5項の規定に基づき、介護老人保健施設が同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- (64) 第104条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設の許可を取り消し、又はその許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (65) 第104条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設が同条第1項各号のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- (66) 第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定内容の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
- (67) 第115条の7第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、若しくは出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備、帳簿書類等を検査させること。
- (68) 第115条の8第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者に対し、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。
- (69) 第115条の8第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (70) 第115条の8第3項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (71) 第115条の8第5項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者が同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- (72) 第115条の9第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (73) 第115条の9第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者が同条第1項各号のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- 別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第12項中第10号を第14号とし、第2号から第9号までを4号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の4号を加える。
- (2) 第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定すること。
- (3) 第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定すること。
- (4) 第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定すること。
- (5) 第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定すること。
- 別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第13項中第3号から第19号までを削

り、第20号を第3号とし、第21号を第4号とし、第22号を第5号とし、第23号から第79号までを削り、第80号を第6号とし、第81号から第93号までを74号ずつ繰り上げ、同事項第16項中「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）」を「北海道療育手帳制度要綱（昭和49年福祉第857号民生部長通知）」に改め、第1号を削り、同項第2号中「北海道療育手帳制度要綱（昭和49年福祉第857号民生部長通知。以下この項において「要綱」という。）」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号中「要綱」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「要綱」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号中「要綱」を削り、同号を同項第4号とし、同項第6号中「要綱」を削り、同号を同項第5号とし、同項第7号中「要綱」を削り、同号を同項第6号とし、同事項第17項第54号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同号を同項第64号とし、同項中第53号を第63号とし、第33号から第52号までを10号ずつ繰り下げ、同項第32号中「第34条の16第4項」を「第34条の17第4項」に改め、同号を同項第42号とし、同項第31号中「第34条の16第3項」を「第34条の17第3項」に改め、同号を同項第41号とし、同項第30号中「第34条の16第1項」を「第34条の17第1項」に改め、同号を同項第40号とし、同項第29号中「第34条の14第3項」を「第34条の15第3項」に改め、同号を同項第39号とし、同項第28号中「第34条の14第2項」を「第34条の15第2項」に改め、同号を同項第38号とし、同項第27号中「第34条の14第1項」を「第34条の15第1項」に改め、同号を同項第37号とし、同項第26号中「第34条の13第4項」を「第34条の14第4項」に改め、同号を同項第36号とし、同項第25号中「第34条の13第3項」を「第34条の14第3項」に改め、同号を同項第35号とし、同項第24号中「第34条の13第1項」を「第34条の14第1項」に改め、同号を同項第34号とし、同項第23号中「第34条の11第3項」を「第34条の12第3項」に改め、同号を同項第33号とし、同項第22号中「第34条の11第2項」を「第34条の12第2項」に改め、同号を同項第32号とし、同項第21号中「第34条の11第1項」を「第34条の12第1項」に改め、同号を同項第31号とし、同項第20号中「第34条の5」を「第34条の6」に、「児童自立生活援助事業等」を「障害児通所支援事業等」に改め、同号を同項第30号とし、同項第19号中「第34条の4第1項」を「第34条の5第1項」に、「児童自立生活援助事業等」を「障害児通所支援事業等」に改め、同号を同項第29号とし、同項第18号中「第34条の3第3項」を「第34条の4第3項」に、「児童自立生活援助事業等」を「児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業」に改め、同号を同項第28号とし、同項第17号中「第34条の3第2項」を「第34条の4第2項」に改め、同号を同項第27号とし、同項第16号中「第34条の3第1項」を「第34条の4第1項」に、「小規模住宅型児童養護事業（以下この項において「児童自立生活援助事業等」という。）」を「小規模住居型児童養育事業」に改め、同号を同項第26号とし、同項中第15号を第25号とし、第14号を第24号とし、第13号を第23号とし、同項第12号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同号を同項第22号とし、同項第11号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同号を同項第21号とし、同項第10号中

「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同号を同項第20号とし、同項第9号中「及び第4項」を削り、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「命じ、及びその旨を公示する」を「命ずる」に改め、同号を同項第19号とし、同項第8号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同号を同項第18号とし、同項第7号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「基準を遵守すべき」を「同項各号に定める措置をとるべき」に改め、同号を同項第17号とし、同項第6号を同項第16号とし、同項第5号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同号を同項第15号とし、同項第4号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同号を同項第14号とし、同項第3号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同号を同項第13号とし、同項第2号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同号を同項第12号とし、同項第1号の次に次の10号を加える。

- (2) 第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定すること。
- (3) 第21条の5の16第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定の更新を行うこと。
- (4) 第21条の5の19第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業所の名称及び所在地等の変更又は休止した事業の再開の届出を受理すること。
- (5) 第21条の5の19第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援の事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (6) 第21条の5の21第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。
- (7) 第21条の5の22第1項の規定に基づき、指定障害児事業者等に対し、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。
- (8) 第21条の5の22第2項の規定に基づき、指定障害児事業者等が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (9) 第21条の5の22第3項の規定に基づき、指定障害児事業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (10) 第21条の5の23第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (11) 第21条の5の24の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定等の公示をすること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第19項中「（札幌市の区域に係るものを除く。）」を削り、第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中「指定障害福祉サービス事業者等の指定内容の変更又は廃止、休止若しくは」を「指定障害福祉サービス事業所の名称及び所在地等の変更又は休止した事

業の」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業の廃止又は休止の届出を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第19項第9号中「第46条第2項」を「第46条第3項」に改め、同項第11号を次のように改める。

(11) 第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第19項第12号中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「指定事業者等」を「指定障害福祉サービス事業者等」に、「基準を遵守すべき」を「同条第1項各号又は第2項各号に定める措置をとるべき」に改め、同項第13号中「第49条第4項」を「第49条第3項」に改め、同項第14号中「第49条第5項及び第6項」を「第49条第4項」に、「命じ、及びその旨を公示する」を「命ずる」に改め、同項第15号中「第49条第7項」を「第49条第6項」に、「適正な運営をしていない」を「同条第1項各号又は第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同項第16号中「、第3項及び第4項」を「（同条第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第17号中「から第4項まで」を「（同条第3項において準用する場合を含む。）」に、「処分事由」を「同条第1項各号のいずれか」に改め、同項第18号を次のように改める。

(18) 第51条の2第2項の規定に基づき、指定事業者等から業務管理体制の整備に関する届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第19項第29号中「第43条の4第2項」を「第43条の7第2項」に改め、同号を同項第55号とし、同項第28号中「第43条の4第1項」を「第43条の7第1項」に改め、同号を同項第54号とし、同項中第27号を第53号とし、第19号から第26号までを26号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の26号を加える。

(19) 第51条の2第3項の規定に基づき、指定事業者等から届出事項に変更があった旨の届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(20) 第51条の2第4項の規定に基づき、指定事業者等から同条第2項各号に掲げる区分の変更に係る届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(21) 第51条の3第1項の規定に基づき、指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(22) 第51条の4第1項の規定に基づき、指定事業者等に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(23) 第51条の4第2項の規定に基づき、指定事業者等が勧告に従わなかった旨を公表すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(24) 第51条の4第3項の規定に基づき、指定事業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(25) 第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定すること。

(26) 第51条の21第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者の指定の更新を行うこと。

(27) 第51条の25第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業所の名称及び所在地等の変更又は休止した事業の再開の届出を受理すること。

(28) 第51条の25第2項の規定に基づき、指定地域相談支援の事業の廃止又は休止の届出を受理すること。

(29) 第51条の27第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。

(30) 第51条の28第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者に対し、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。

(31) 第51条の28第3項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(32) 第51条の28第4項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(33) 第51条の28第6項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者が同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること。

(34) 第51条の29第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者に係る指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

(35) 第51条の29第3項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者が同条第1項各号のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること。

(36) 第51条の31第2項の規定に基づき、指定相談事業者から業務管理体制の整備に関する届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(37) 第51条の31第3項の規定に基づき、指定相談支援事業者から届出事項に変更があった旨の届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(38) 第51条の31第4項の規定に基づき、指定相談支援事業者から同条第2項各号に掲げる区分の変更に係る届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(39) 第51条の32第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(40) 第51条の32第4項の規定に基づき、市町村長の求めに応じて同条第1項の権限を行ったときに、その結果を当該市町村長に通知すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

除く。)

- (41) 第51条の33第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること（札幌市の区域に係るものを除く。)
- (42) 第51条の33第2項の規定に基づき、指定相談支援事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること（札幌市の区域に係るものを除く。)
- (43) 第51条の33第3項の規定に基づき、指定相談支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（札幌市の区域に係るものを除く。)
- (44) 第51条の33第5項の規定に基づき、指定相談支援事業者が同条第3項の規定による命令に違反したときに、当該違反の内容を関係市町村長に通知すること（札幌市の区域に係るものを除く。)

別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第1項第1号から第3号までを削り、同項中第4号を第1号とし、第5号から第20号までを3号ずつ繰り上げ、同事項第2項第1号中「第6条第6項」を「第6条第5項」に改め、同事項第14項第52号を次のように改める。

- (52) 第96条の2第6項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地改良事業計画を定めた旨又は変更する旨の報告を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第14項中第53号及び第54号を削り、第55号を第53号とし、第56号から第72号までを2号ずつ繰り上げ、同表の児童相談所の事項第1項第1号及び第2号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同項第3号中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同項第4号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同項第5号中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同項第6号中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に改め、同項第8号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同項第9号中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同項第11号及び第13号から第15号までの規定中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同項第16号中「障害児施設医療受給者証」を「障害児入所医療受給者証」に改める。

別表第6の危機管理監、地域振興監、観光振興監及び食の安全推進監の決裁事項の項中「観光振興監」の次に、「食産業振興監」を加え、同表の道立病院長の決裁事項の項中「（精神障害回復者社会復帰施設の主管する事務については、精神障害回復者社会復帰施設の長とする。）」及び「（精神障害回復者社会復帰施設の主管する事務を除く。）」を削り、同表の肢体不自由児施設の院長の決裁事項の項中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改め、同表の計量検定所長の決裁事項の項中「総務課長」を「当該事務を所管する主幹」に改め、同表の障害者職業能力開発校長の決裁事項の項中「次長」を「庶務課長」に改め、「庶務課長」を削り、同表の保健所長の決裁事項の項中「保健福祉企画課長（保健福祉企画課が置かれていない保健所にあつては、企画総務課長とする。）」を「企画総務課長」に改める。

## 附 則

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日から平成30年3月31日までの間においては、総合振興局長等の専決事項は、この訓令による改正後の北海道事務決裁規程別表第4に定めるもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第72条第1項ただし書き（旧介護保険法第115条の11において準用する場合を含む。）の規定に基づき、介護療養型医療施設の開設者から、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出を受けること（札幌市の区域に係るものを除く。)
  - (2) 旧介護保険法第107条第5項（旧介護保険法第107条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に通知し、意見を求めること（札幌市の区域に係るものを除く。)
  - (3) 旧介護保険法第107条の2第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を更新すること（札幌市の区域に係るものを除く。)
  - (4) 旧介護保険法第108条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定事項を変更すること（札幌市の区域に係るものを除く。)
  - (5) 旧介護保険法第111条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更に係る届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。)
  - (6) 旧介護保険法第112条第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者等に対し、報告若しくは診療録等の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは施設等に立ち入り、設備、診療録等を検査させること（札幌市の区域に係るものを除く。)
  - (7) 旧介護保険法第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出を受けること（札幌市の区域に係るものを除く。)
  - (8) 旧介護保険法第113条の2第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること（札幌市の区域に係るものを除く。)
  - (9) 旧介護保険法第113条の2第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること（札幌市の区域に係るものを除く。)
  - (10) 旧介護保険法第113条の2第3項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（札幌市の区域に係るものを除く。)
  - (11) 旧介護保険法第113条の2第5項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設が同条第

1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(12) 旧介護保険法第114条第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(13) 旧介護保険法第114条第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設が同条第1項各号のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

---